

給付付き税額控除の制度設計

土居 文朗 | 慶應義塾大学経済学部 教授
SBI 金融経済研究所 理事

要約

本稿では、今後わが国において、変化に備え挑戦を支えるセーフティネットとして「給付付き税額控除」を、どのように制度設計するかを中心に分析した。給付付き税額控除の主要対象は、社会保険料負担による「年収の壁」を解消することと、労働インセンティブを損なわずに低所得者を支援することである。「年収の壁」に直面する被扶養者などを対象に、付与した税額控除を使い残した場合には社会保険料の軽減に充てる「社会保険料割引税額控除」は、年末調整等を通じて早期に実現可能な給付付き税額控除である。中期的には所得控除の一部を廃止し、税額控除と給付を一体化した給付付き税額控除へ移行することで、既存の給付では支給対象とならない低所得者層を中心に可処分所得を引き上げるとともに、所得格差是正と財源確保の両立を図ることができる。また、これらの給付付き税額控除の効果を、家計個票データを用いたマイクロシミュレーションによって数量的に示している。



土居 文朗

慶應義塾大学経済学部教授、SBI金融経済研究所取締役・理事。1993年大阪大学卒業、1999年東京大学大学院経済学研究科博士課程修了。博士（経済学）。東京大学社会科学研究所助手、カリフォルニア大学サンディエゴ校客員研究員などを経て慶應義塾大学経済学部教授。政府税制調査会、行政改革推進会議、全世代型社会保障構築会議、財政制度等審議会などの委員を兼職。

1. はじめに

「2040年の経済社会研究会」報告書では、変化に備え挑戦を支えるセーフティネットとして、「給付付き税額控除」の早急導入を提言した。労働インセンティブを維持しながら、一定所得以下の者を対象に減税や給付を行い、所得が増加するに従って減税や給付の額を調整する制度である。

もちろん、制度運用上の行政インフラの整備（具体的には、同報告書で掲げた「デジタル歳入庁」の創設）は不可欠である。それとともに、給付付き税額控除に求められる制度設計についても、詰めていかなければならない。本稿では、給付付き税額控除の制度設計について、マイクロシミュレーションという手法を用いて具体的に考察する。マイクロシミュレーションとは、家計の個票データを用いて、仮想的に制度変更を行うことによって、各家計の可処分所得等にどのような影響が及ぶかを分析する手法である。同じ所得層でも世帯員数や家族構成や年齢などが異なる状態を、より現実に近い形で分析することが可能である。また、その影響額を集計することで、制度導入に必要な所要額も明示することができ、減税や給付の影響だけでなく必要な財源調達も織り込んだ制度設計を具体的に提示できる。

議論の本題に入る前に、まず所得税制における所得控除と税額控除について

簡単にその差異を明確にしておこう。詳細は土居（2021）に委ねるが、所得控除は課税所得を減じる効果があり、課税所得に対して税率が乗じられることから、高所得者ほど高い（限界）税率に直面する累進課税制度の下では、所得控除は高所得者ほど税負担軽減効果が大きい。それに対して、税額控除は、文字通り与えられた金額だけ税負担が軽減されるため、すべての所得者に同じ税額控除が与えられれば、所得を問わず税負担軽減効果は同じである。したがって、所得格差是正効果（所得再分配効果）は、所得控除よりも税額控除の方が強い（ように制度設計がしやすい）。

それでいて、わが国では所得控除が多用されており、所得税制で所得再分配効果を回復させるためには、所得控除の縮小が必要とされてきた。現に、土居（2023b）で示されたように、2010年代にわが国では所得控除の縮小を伴う所得税改革が行われてきた。しかし、それに起因して、所得税制が複雑化しているのが現状である。所得再分配効果を回復させつつ税制を複雑化しないようにするには、所得控除を税額控除に改めることが必要である。それを踏まえて、本稿で給付付き税額控除について論じる。

本稿の構成は以下の通りである¹。第2節では、給付付き税額控除の付与が今後必要とされる主要対象について検討する。第3節では、年末調整等を通じて早期に実現可能な給付付き税額控除を検討する。それは、主要対象のうち「年収の壁」に直面する被扶養者などで、付与した税額控除を使い残した場合は社会保険料の軽減に充てる「社会保険料割引税額控除」である。そして、その導入効果を、家計個票データを用いたマイクロシミュレーションで検証する。第4節は、中期的に目指す給付付き税額控除として、生活保護給付など既存の給付を残しつつ、所得控除の一部を廃止し、税額控除と給付を一体化した給付付き税額控除への移行を検討する。そして、同様にその導入効果を、家計個票データを用いたマイクロシミュレーションで検証する。第5節では本稿をまとめる。

2. 給付付き税額控除の主要対象

わが国における今後の経済社会の環境変化を見据えると、給付付き税額控除として求められる要件は、次のようになると考えられる。

まず、いわゆる「年収の壁」（つまり手取り所得の逆転現象）が生じることによる就労控えをなくすための措置である。そもそも、既に税制において「年収の壁」はなくなっている。残るは社会保険料の支払いに伴う「年収の壁」である。そのうち、106万円の壁（つまり被用者保険の加入要件を満たすことによって生じる手取り所得の逆転現象）は、令和7年度年金制度改正法（社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律）が2025年6月20日に公布され、企業規模要件と賃金要件（これが年収換算で106万円の要件）が程なく廃止されることとなった。そのため、残されるものは130万円の壁のみとなった。130万円の壁は、運用上2023年10月に打ち出した「年収の壁・支援強化パッケージ」で、一時的に収入が130万円を超えた場合でも、事業主の証明があれば原則連続2年まで

1：本稿では、断りがない限り、国税の所得税と地方税の個人住民税をあわせて所得税と称する。

被扶養者にとどまれることとし、2025年10月からはこれを恒久化した。しかし、それは抜本的な解決策とは言い難い。

本質的には、社会保険料を支払っても手取り所得の逆転現象が起きないように、給付付き税額控除で体系的に対応することが必要である。場当たりの負担軽減や給付ではなく、恒久的に制度化することで、労働インセンティブを維持しつつセーフティネットとして機能する。

その際、税制の仕組みは税制の中だけで完結させ、社会保険料と税を制度的に関連付けないようにする発想では、制度が複雑になったり、不必要な行政コストを費やしたりすることが懸念される。つまり、所得税制の仕組みとして税額控除を設けて、その控除を使い残しても、社会保険料を別途支払っているにも関わらずそれ以上の所得税負担の軽減はせず、使い残した税額控除を税制とは独立して別途給付するという仕組みとすると、給付するための行政事務が別途生じる。しかし、使い残した税額控除をそのまま社会保険料負担の軽減に充てれば、(後述するマイクロシミュレーションの結果から明らかになるように)多くの対象者は使い残した税額控除が社会保険料負担の一部と相殺されて、軽減された社会保険料を支払うことで完結し、給付は不要となる²。

以下、本稿での給付付き税額控除は、使い残した税額控除は、まずは社会保険料を軽減することに充て、それでもなお使い残した税額控除を給付する、という設計思想で議論を進める。

給付付き税額控除の主要対象として、さらに考えられるのは、就職氷河期世代を中心とした単独世帯の非正規雇用の低所得者(生活保護非受給者)である。単独世帯の非正規雇用の低所得者は、公的年金の受給可能年齢に達しておらず、雇用が安定しないまま低所得となっているが、扶養者となる同居者がおらず、生活保護を受給するほど低所得ではないため現行制度では社会保障制度の給付対象に含まれておらず、場合によっては所得税や社会保険料を負担している。こうした対象者は、団塊ジュニア世代が就職氷河期世代に含まれていることから、相当数存在すると考えられる。

このように、課税前収入が低い上に社会保険料負担によって可処分所得が低くなっているにも関わらず、現行制度では社会保障制度で給付対象に含まれていない人を主要対象とすることが、給付付き税額控除の制度設計では必要である。しかも、所得税制が個人単位課税であることと整合的になるよう、給付付き税額控除も個人単位で制度を構築することが必要である。

2: 具体的な数値例でいえば、所得税を15万円、社会保険料を30万円払うこととなっているところに、(給付付き)税額控除が20万円付与された場合、所得税負担はこの税額控除で0円となるが、使い残した税額控除が5万円生じる。それを社会保険料負担と相殺しないと、別途5万円の給付をするための事務コストが生じるが、社会保険料負担と相殺すれば、所得税は0円で社会保険料は25万円支払えば済むことになる。社会保険料負担と相殺してもしなくても、可処分所得は同額であり、加えて社会保険料の徴収コストは30万円であっても25万円であっても大差ないため、所得税と社会保険料の負担調整も給付付き税額控除を通じて行えばよいということである。

3. 「年収の壁」による就労控えをなくす税額控除

3.1 「社会保険料割引税額控除」

2040年を見据えた給付付き税額控除の制度設計は、より簡素で必要な対象者に的確に負担軽減か給付が実施できるようにすることが求められる。完成度の高い制度設計を綿密に行おうとすると、数年単位の時間を要する可能性がある。しかし、現に第2節で述べた主要対象が存在しており、早急な対応が必要である。

第2節で述べた主要対象のうち早急な対応が可能なのは、「年収の壁」に直面する人である。ただ、「年収の壁」に直面する人に、社会保険料負担の「穴埋め（社会保険料負担の補填）」を行うことは、単なる社会保険料の減免とは意味が異なる。「年収の壁」のせいで就労控え（就業調整）をしなければならない人が、就業調整を意識せずに希望通り働いても手取り所得が逆転しない状態にすることが狙いである³。

なぜこれが早期に対応が可能であるか。それは、大半が被用者で所得税も社会保険料も源泉徴収されていて、年末調整の対象者だからである。年末調整では、所得税の源泉徴収も行われるが、その際に社会保険料控除として社会保険料の年間支払額も把握できるため、「年収の壁」の手前の年収で就労控えをした人も「年収の壁」を超えた年収で扶養から外れて社会保険料を払う人も把握できる⁴。

では、その対象者をどう特定するか。それを整理した土居（2023a）によると、

- 被用者として勤務しながらも、収入が130万円未満であるため被扶養者となっている人である。自営業者はそもそも国民健康保険（国保）に加入しており、扶養・被扶養という概念はない。また、（生計面からみて）単独世帯の人も、他に扶養してくれる人はおらず所得がいくらであっても自らが被保険者とならなければならないため、「130万円の壁」に直面していない。
- 上記の要件に加えて60歳未満の人である。60歳以上の被用者は、扶養対象から外れる境目となる金額は180万円であり、130万円のところに「壁」はない。60歳以上の被用者で、就業調整はむしろ在職老齢年金制度に起因するものが多い。さらに、（介護保険の第1号保険料や後期高齢者医療保険料など）社会保険料負担の形が、60歳未満の人と異なる。

したがって、土居（2023a）に従うと、「年収の壁」を解消する必要のある対象者は、60歳未満で被用者として勤務しながらも、世帯内に別の被保険者がいて就業調整をすれば被扶養者になれる状態にある人であるといえる。

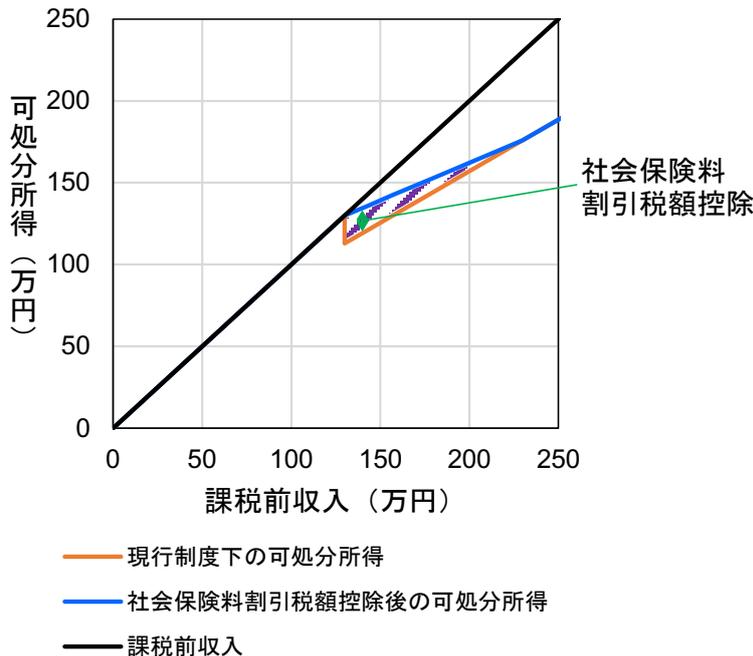
ただ、土居（2023a）で詳述しているように、「年収の壁」を超えて働く人に対しては、緩やかであれ可処分所得が増えるように社会保険料負担を補填する形にする必要がある。図表1のように、課税前収入が130万円を超えてある一定の金額（これをX万円とする）の間の被用者で、上記の条件を満たす人に対して、社会保険料負担を補填するようにすればよい。図表1は、Xを230万円と仮定した場合の図である。以上述べたことは、土居（2023a）では「社会保険料割引税額控除」と称している。

この制度は、社会保険料は、現行制度に従い、130万円を超えるとひとまず所定通り払うものの、所得税制で税額控除として「社会保険料割引税額控除」を付与した上で、所得税の算出税額から控除する。もし所得税から控除しきれず使い残したならば、それで社会保険料の一部を軽減する。後述するように、「社会保険料割引税額控除」は、支払う社会保険料の金額を超えることがない形で付与するため、給付を行う対象者は生じない。したがって、年末調整において個人単位で支払う所得税と支払う社会保険料を、「社会保険料割引税

3：社会保険料負担の軽減は社会保険料によって財源を賄うべきという見方もある。しかし、社会保険料（率）は各保険者が独立採算的に決定しているため、保険者ごとの対応ではこの狙いは実現できない。なぜなら、高所得の被保険者が少ない保険者には、「年収の壁」近傍の被用者への社会保険料軽減のための財源（社会保険料引上げ）を十分に得られるほど被保険者がいないからである。現に、社会保障・税一体改革では、低所得者への社会保険料軽減のために消費税の増税財源が充てられている。税財源を用いた社会保険料負担軽減は、わが国において既に実施されている施策である。

4：複数の事業所に雇用される場合でも、所定の手続きに基づいて源泉徴収や年末調整が既に行われており、それを準用すればよい。

図表1 社会保険料割引税額控除の例
(保険料割引上限が230万円の場合)



出所) 筆者作成

額控除」を加味して算定することができ、それを源泉徴収義務者が税務当局や保険者に支払うこととすればよい。

では、社会保険料割引税額控除の水準はどう算定されるか。図表1に従うと、課税前収入をR万円、社会保険料をP万円支払うとすると、社会保険料を支払った後の所得はR - P万円である。そこで、課税前収入が130万円以上X万円未満の個人に対して社会保険料割引税額控除を所得税において適用すると

$$\text{社会保険料割引税額控除額 (単位: 万円)} = P \times \frac{X - R}{X - 130} \quad (1)$$

と表せる。課税前収入がちょうどX万円の個人は、社会保険料割引税額控除がちょうど0円となる。

3.2 「社会保険料割引税額控除」の分析の枠組み

これを踏まえ、社会保険料割引税額控除の適用上限額(X)を157万円、200万円、230万円、260万円として、同税額控除を設けた場合、何人ぐらいの対象者に対して総額いくらほど補填することになるか、マイクロシミュレーションを行う。

このマイクロシミュレーションは、本稿では、わが国を代表する家計の個票データである「日本家計パネル調査 (JHPS)」の2023年調査で分析可能な5,072世帯を用いる⁵。2023年調査では、2022年の年収の回答を得ている。また、5,072世帯の標本を、課税の実態により近い形で税額等を推計できるようにするため、比推定を行う。「国勢調査」の世帯分布に基づいて比推定を行

5: ちなみに、土居 (2023a) は JHPS の 2020 年調査を用いており、その点で本稿と異なっている。

うことにより、所得情報が欠測している標本によって生じるバイアスを正して現実に近い世帯数が復元できる。この家計個票データを基に、土居（2023b）で概要を紹介した可処分所得の推計手法に基づいて、2022年当時の所得税・個人住民税・社会保険料の支払額を推計している。

これを基に、「年収の壁」に直面する人数と、社会保険料割引税額控除を適用した場合の対象者数とその総額を推計しよう。

まず、「年収の壁」に直面する人数について、前掲の条件を満たす被用者を推計しよう。最終的には年末調整で所得税と社会保険料の負担額が確定することを念頭にその対象者を限定すると、

(A) 被用者保険の被保険者の配偶者で、60歳未満の被用者であり、「年収の壁」近傍で就業している人

が厳密な意味での対象者であるが、

(B) 被用者保険の被保険者が同居者にいる無配偶被用者で、「年収の壁」近傍で就業している人

は、源泉徴収義務者からみて（A）と区別できない可能性がある。したがって、ひとまず（A）のみならず（B）も対象とした場合の推計も行う。

さらにいうと、前述した給付付き税額控除の主要対象である就職氷河期世代を中心とした単独世帯の非正規雇用の低所得者を念頭に、早期に実現する社会保険料割引税額控除が適用可能な対象者として、

(C) 扶養者がいない単身者で、「年収の壁」近傍で就業している人

が考えられる。（C）に該当する被用者保険加入者ならば年末調整で対応可能だが、国保加入者であれば、居住市町村で本人の課税前収入、所得税・社会保険料の支払額が現行制度下でも捕捉可能となっているため、本稿で提起する社会保険料割引税額控除は実行可能である⁶。

ただ、同水準の所得でありながら、「年収の壁」を理由に被用者夫婦には社会保険料割引税額控除が適用できるが、国保加入の夫婦は適用できないという制度では、不公平との批判もありうる。そこで、別途

(D) 自らより年収の高い国民健康保険被保険者である配偶者（夫または妻）がいる国保加入有配偶者（妻または夫）で、「年収の壁」近傍で就業している人も適用可能な対象者として推計する。

マイクロシミュレーションを行うにあたり、まず（A）～（D）の該当者数を推計する。ただ、JHPSでは、（A）～（D）の「年収の壁」を超える課税前収入を得る対象者は特定できるが、「年収の壁」未満の課税前収入を得て就業調整する対象者は直接的に特定できない。そこは、就業調整を意識しそうな所得層として、90万円以上130万円未満（大企業勤務では66万円以上106万円未満）と設定し、そのうち就業調整をしているとみられる対象者を推計する。前掲の所得層で就業調整しているとみられる対象者は、JHPSでは本人が就業調整しているか否かは回答を求めているため、総務省「2022年就業構造基本調査」で得られた回答を活用する。「2022年就業構造基本調査」で100万～149万円の所得層の従業者のうち就業調整をしていると回答した者の割合を示したのが、図表2である。前掲の従業者のうちこの割合で就業調整をすると仮定する⁷。

6：居住市町村は、当該対象者の世帯構成を住民票等の情報で現行制度でも捕捉可能となっている。なお、(C)は単身者に限っている。なぜならば、国民健康保険には、前述の通り被扶養者という概念はなく、「年収の壁」による就業調整は生じていない。

7：ちなみに、総務省「2022年就業構造基本調査」では、130万円近傍に限って被用者数や就業調整をしている者の割合は公表されていない。

図表2 年収100万～149万円で就業調整している従業員の割合

	男性		女性	
	有配偶者	無配偶者	有配偶者	無配偶者
20-24歳	45.9%	32.4%	46.7%	30.9%
25-29歳	57.7%	19.5%	60.2%	17.4%
30-34歳	59.4%	13.7%	60.3%	13.2%
35-39歳	58.8%	13.9%	59.6%	15.1%
40-44歳	62.0%	12.9%	63.0%	13.6%
45-49歳	61.6%	9.8%	62.5%	11.6%
50-54歳	59.8%	10.3%	60.9%	11.9%
55-59歳	55.7%	12.7%	57.1%	13.9%

出所) 総務省「2022年 就業構造基本調査」をもとに筆者作成

3.3 「社会保険料割引税額控除」のマイクロシミュレーション

ここまでの準備を踏まえ、社会保険料割引税額控除のマイクロシミュレーションを行う。

まず、(A)だけを対象とした場合が図表3の(A)である。例えば、適用上限Xを260万円とした場合、課税前収入で130万～260万円稼いだ対象配偶者は、制度変更による行動変容がない（だから課税前収入も不変）と仮定して、241万人余であると推計され、(1)式に従って対象者に社会保険料割引税額控除を付与した際、社会保険料が軽減される総額が2,825億円となるとの結果を得た。もちろん、適用上限Xを低くすれば、それだけ対象者や総額が減る。

加えて、社会保険料割引税額控除が導入されると、それまでは「年収の壁」の手前で就業調整をしていた人が、就労控えをやめるという行動変容が起きると仮定する。そうした対象者は、前述の通り図表2の割合を性別年齢階級別に適用して割り出した結果、1,229,470人いると推計された。とはいえ、社会

図表3 社会保険料割引税額控除のマイクロシミュレーション分析

適用上限(X)	被用者保険の被保険者の配偶者(A)				被用者保険の被保険者がいる無配偶被用者(B)			
	2022年に130万円以上X万円未満を稼いだ対象配偶者		「壁」に直面した人のうち就業調整をやめた対象配偶者		2022年に130万円以上X万円未満を稼いだ対象無配偶被用者		「壁」に直面した人のうち就業調整をやめた対象無配偶被用者	
	適用対象者(1)	適用総額(2)	適用対象者(3)	適用総額(4)	適用対象者(1)	適用総額(2)	適用対象者(3)	適用総額(4)
157万円	372,276	298	1,601,746	1,283	586,413	650	655,208	727
200万円	1,171,390	1,324	2,400,860	2,713	1,200,884	1,301	1,269,679	1,375
230万円	1,830,575	1,987	3,060,045	3,321	1,874,699	2,309	1,943,494	2,394
260万円	2,412,152	2,825	3,641,622	4,264	2,430,162	3,312	2,498,957	3,405
	単位：人	単位：億円	単位：人	単位：億円	単位：人	単位：億円	単位：人	単位：億円

適用上限(X)	他に扶養者がいない単身者(C)				国保被保険者がいる国保加入配偶者(D)			
	2022年に130万円以上X万円未満を稼いだ対象単身者		「壁」に直面した人のうち就業調整をやめた対象単身者		2022年に130万円以上X万円未満を稼いだ対象国保加入配偶者		「壁」に直面した人のうち就業調整をやめた対象国保加入配偶者	
	適用対象者(1)	適用総額(2)	適用対象者(3)	適用総額(4)	適用対象者(1)	適用総額(2)	適用対象者(3)	適用総額(4)
157万円	502,963	248	594,207	293	245,402	54	400,630	89
200万円	1,152,474	959	1,243,718	1,034	390,883	134	546,111	187
230万円	1,672,493	1,534	1,763,737	1,618	475,537	185	630,765	245
260万円	2,285,855	2,182	2,377,099	2,269	608,038	237	763,267	298
	単位：人	単位：億円	単位：人	単位：億円	単位：人	単位：億円	単位：人	単位：億円

出所) 筆者作成

注) (A)～(D)の(3)(4)はそれぞれ(1)(2)に「壁」に直面した人のうち就業調整をやめた対象者分」を加えた数値。

保険料割引税額控除が導入されることによる就業時間の増加という行動変容、さらには課税前収入の増加は、データからでは簡単に予見できない。そこで、この対象者 1,229,470 人に付与されるこの税額控除の 1 人当たり平均額は、「年収の壁」を超えて就業してこの税額控除が適用された対象者の平均額（つまり (A) の (2) ÷ (A) の (1)）と同額であると仮定する。

例えば、適用上限 X が 260 万円の場合、適用対象者 (A) の (1) の平均適用額は、117,115 円（= 2,825 億円 ÷ 2,412,152 人）である。「年収の壁」の手前で就業調整をしていた人が就労控えをやめたことでこの税額控除を平均して同額の 117,115 円受けるとみなす。これにより、約 1,439 億円（= 117,115 円 × 1,229,470 人）税額控除の適用総額（= 社会保険料負担軽減総額）が増えると推計される。したがって、(A) に該当する適用対象者（(A) の (3)）は約 364 万人で、適用総額（(A) の (4)）は 4,264 億円となる。

同様に、(B) ~ (D) の適用対象者と適用総額も図表 3 に示されている。それぞれの欄の (1) と (2) は、当該対象者のみの適用者数と適用総額を示している。図表 3 によると、対象を被用者保険の加入者まで（(A) + (B)）とすると、控除上限を 260 万円としても、適用総額は 7,700 億円程度となると推計される。これを、国保加入者にまで（(A) ~ (D) の合計）拡大すると、適用総額は 2,500 億円追加されて、1 兆円程度になると推計される。適用総額は、その分だけ所得税収の減少を意味する。

以上は、(A) や (B) の扶養者（被用者保険の被保険者）の年収に制限をつけなかった場合の結果である。ただ、給付付き税額控除の狙いの一つは、低所得者の可処分所得を増やすことである。扶養者が高所得者であると、給付付き税額控除の適用者が個人として低所得であっても、世帯所得として高所得となることに鑑みれば、給付付き税額控除の適用対象者は扶養者の年収を限定することが考えられる。

そこで、扶養者の年収に所得制限をつけた場合も、同様にマイクロシミュレーションを行った。分析結果は紙幅の都合で割愛するが、適用要件として、扶養者の課税前収入を 800 万円以下と所得制限をつけると、(A) と (B) のみを対象とする場合の適用総額は 6,800 億円程度となり、(A) ~ (D) を対象とする場合は適用総額は 9,300 億円程度となる。このような所得制限で、適用総額は約 1 割抑制できる。

ただ、所得制限を設けることで、適用総額の抑制は 1 割程度でしかない割には、社会保険料割引税額控除の適用のために扶養者の年収情報を必要として制度を複雑にするため、所得制限の要否はその長短を見極める必要がある。

この社会保険料割引税額控除は、児童手当支給のための国費が約 2 兆円であることと比較すると、児童手当の支給総額ほどには財源は必要としないといえる。ただ、恒久的な制度には恒久財源が不可欠である。例えば、消費税収が、消費税率 1% で約 2.8 兆円であることを踏まえると、税率換算で 0.35% ほどの税率引上げでこのための財源は確保できる。

4. 完成形を目指した給付付き税額控除

4.1 中期的に目指す給付付き税額控除の制度設計

前節では、実現可能性を踏まえて早期に導入可能な社会保険料割引税額控除について詳述した。この節では、中長期的にみてわが国に求められる給付付き税額控除の制度設計について言及する。

完成形としては、イギリスのユニバーサルクレジットのように、生活保護給付や児童手当なども含めて現行の複数の給付を一本化した給付付き税額控除が目指す方向の一つとして考えられる。完成形としての給付付き税額控除の構築は、長期的な課題である。

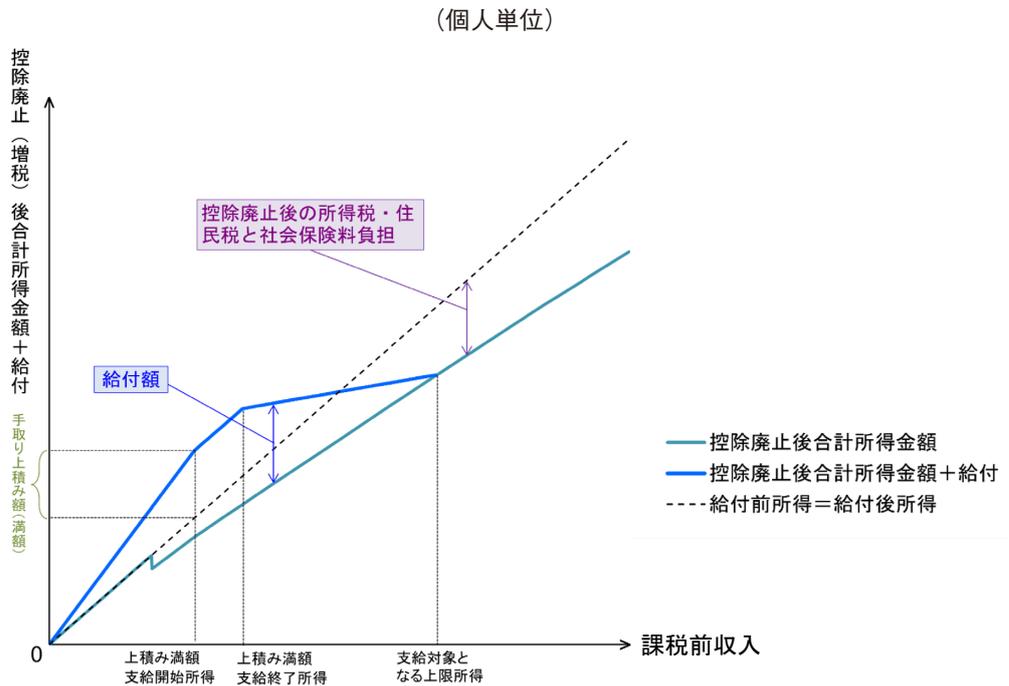
しかし、その手前で中期的な対応として、既存の給付を残しつつ、既存の給付の支給対象となっていない低所得者層に対する給付を導入することが考えられる。それとともに、現行の所得税制で多用されている所得控除の一部を廃止して税額控除化するという必要もある。所得控除を廃止して税額控除を新設することによって、その制度改革のために必要な財源確保がより容易になるという利点もある。もちろん、前述のように、労働インセンティブを維持できるようにする仕組みも不可欠である。

これを踏まえると、中期的に目指す給付付き税額控除は、第3節で考慮した社会保険料負担軽減に加えて、所得控除の一部を廃止して税額控除化し、既存の給付の支給対象となっていない低所得者層に対する給付を一体的に行う仕組みとして、給付付き税額控除を構築することが考えられる。その際、税額控除を使い残した場合は社会保険料負担を軽減し、付与された税額控除で所得税も社会保険料も負担額が0円になってもなお使い残した控除がある場合にのみ給付を行うという仕組みとする。また、労働インセンティブを削がないよう、課税前収入が一定水準となるまでは課税前収入が増えるにつれて可処分所得が増えるという仕組みがなければならない。他方で、高所得者にまで給付付き税額控除で負担軽減の恩恵を与えると、所得再分配効果が弱まるとともに、必要となる財源がより多くなって財源確保が困難となる。したがって、一定以上の高所得者には給付付き税額控除の恩恵を与えないようにすることが考えられる。

また、この給付付き税額控除は、既存の給付を残すことを前提とした制度設計であるため、公的年金給付、生活保護給付、児童手当などは存置することを想定している。したがって、給付付き税額控除の付与対象者は、公的年金受給者や生活保護受給者を含まない（ただし、少子化対策の必要性に鑑み、児童手当受給者（対象世帯）は付与対象者に含む）。なお、第4節で提起する給付付き税額控除を導入する際には、第3節で提起した社会保険料割引税額控除は、それに包含される（イメージは図表4を参照）から、社会保険料割引税額控除を廃止するとともに後に詳述する給付付き税額控除を導入することを想定している。

これを踏まえて、中期的に目指す給付付き税額控除の概念図を示したのが、図表4である。横軸は課税前収入、縦軸は可処分所得とする。図中の45度線は横軸の金額と縦軸の金額が同額である状態を意味する。給付付き税額控除が

図表4 所得控除廃止後の給付付き税額控除の概念図



出所) 筆者作成

付与された後の可処分所得が、付与前よりも多ければ、45度線よりも高い額となる。付与後の可処分所得が付与前よりも少なければ、45度線よりも低くなることを意味する。ただ、制度変更によって増税になるか減税になるかは、図表4では表されていない。

図表4の緑線は、所得控除の一部を廃止した後の可処分所得を表している。低い所得のところ図表1で示したような「年収の壁」があるのは、社会保険料を払い始める所得水準を意味する。課税前収入が多くなるにつれて、所得税も社会保険料も負担額が増えるため、緑線は緩やかな右上がりの線となっている。ここから、給付付き税額控除が付与されると、イメージとして、青線のようになる⁸。

青線は、前述のように、労働インセンティブを削がないよう、課税前収入が一定水準となるまでは課税前収入が増えるにつれて可処分所得が増えるという仕組みとして、給付付き税額控除付与後の可処分所得が、原点の0円から上積み満額支給開始所得までは、傾きがきつい右上がりの線として表されている。

また、支給対象となる上限所得より課税前収入が多いと、前述のように給付付き税額控除による恩恵は与えないこととするため、支給対象となる上限所得の手前の青線は緩やかな右上がりの線となる。

この両線を結ぶためには、どこかで付与する給付付き税額控除(の給付分)が最も多くなる部分が必要となる。給付付き税額控除の付与額が最多となる額を手取り上積み満額と呼ぶこととする。つまり、青線と黒点線の差額が最多となる額が満額である。上積み満額支給開始所得は、上積み満額を支給する最小の所得(それ未満の所得者は上積み満額未満)を意味し、上積み満額支給終

8:したがって、図表4は、図表1で表した社会保険料割引税額控除を内包した制度設計になっている。早期の制度改革として社会保険料割引税額控除、中期的な制度改革として本節の給付付き税額控除を考えると、両者は整合的になっている。

了所得は、上積み満額を支給する最大の所得（それを超える所得者は上積み満額未満）を意味する。

手取り上積み満額、上積み満額支給開始所得、上積み満額支給終了所得、支給対象となる上限所得をいくらにするかで、給付付き税額控除を誰にいくら付与するかが決まる。その付与の要件を、世帯構成や就労状況などに応じて決めることによって、給付付き税額控除が具体化する⁹。

これを、現行制度からみた増減税額として表したのが、図表5である。まず、所得控除の一部を廃止すると、その分だけ対象者の所得税は増税となり、紫破線で表されている。そこに、給付付き税額控除が付与されると、低中所得層で所得控除の一部が廃止されて増税となるよりも上回る負担軽減や給付が与えられて、制度変更による可処分所得の変化額（縦軸）はプラスとなる。しかし、給付付き税額控除による恩恵は高所得者ほど少なくなって、一定所得以上になると増税分が上回り、支給対象となる上限所得より多いと、所得控除の一部が廃止されて増税となる分だけとなる。

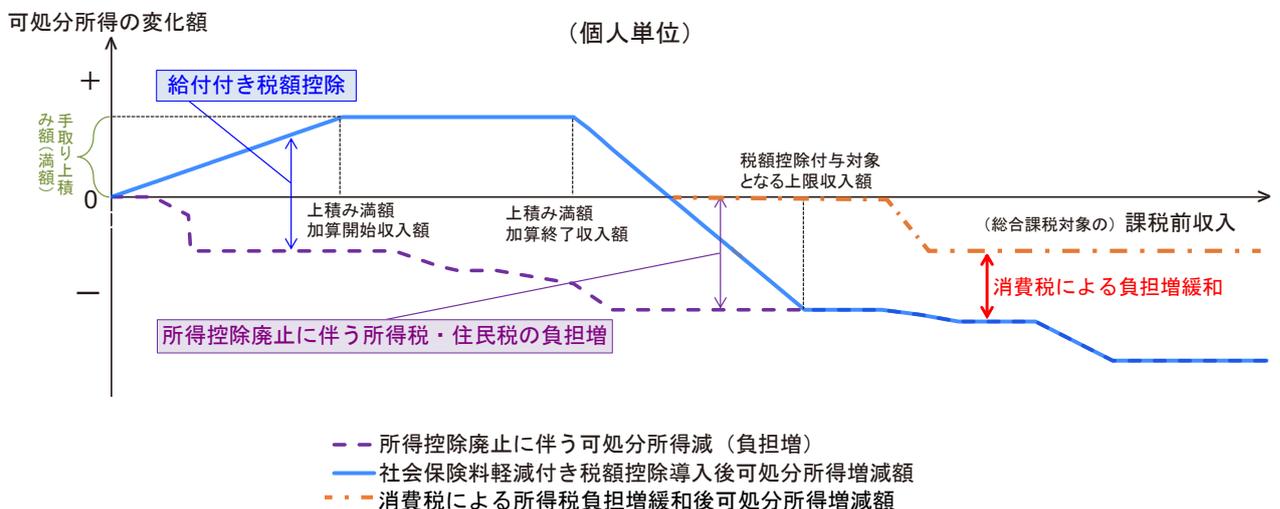
4.2 給付付き税額控除のマイクロシミュレーション

この概念を踏まえて、給付付き税額控除のマイクロシミュレーションを行う。その際、所得税制の改正によって、恒久的な財源を確保して給付付き税額控除を導入するという制度改革を考える¹⁰。どの所得控除を廃止・縮小して、どのように給付付き税額控除を付与するかを図表4を想定して具体化してみよう。

まず、配偶者控除・配偶者特別控除を廃止するとともに、給与所得控除、公的年金等控除、青色申告控除（以上、概算控除のすべて）を半減して、給付付き税額控除を導入するシナリオを考える。

まず、これらの所得控除の廃止・縮小をマイクロシミュレーションした結果、所得税は2兆7,759億円の増収、住民税は2兆0852億円の増収、合計して4兆8,610億円（丸めの誤差あり）の増収となった¹¹。

図表5 所得控除廃止後の給付付き税額控除による可処分所得の変化額の概念図



出所) 筆者作成

9: 図表4は、ベーシックインカムとの概念と矛盾するものではない。現行制度からの改革を意識して、現行制度の上に給付付き税額控除を乗せる形で図示されている。しかし、課税前収入にベーシックインカムを付与した後で、所得税や社会保険料を払うという形で図示しても、最終的に青線（と支給対象となる上限所得より右上の緑線）と同額の可処分所得となるなら、この概念図はユニバーサルインカムと矛盾しない。

10: もちろん、給付付き税額控除の財源は、所得税制の中で増減税を行うことで賄わなければならないという必然性はない。その一部を消費税で賄うことを排除しない。財源の一部を消費税で賄うことについては、4.3節で検討する。

11: 給付付き税額控除の導入にあたり、所得控除を廃止・縮小することによって必要な財源がいくら確保できるかを明らかにするために、先に所得控除の廃止・縮小の効果を推計した。本稿での分析結果の示し方は、あくまでも推計手順に忠実に表現したまでであって、実際の制度導入は、所得控除の廃止・縮小と給付付き税額控除の導入は同時に実施することを想定している。

これを財源として、給付付き税額控除を次のように設定する。シナリオ A として、上積み満額支給開始所得を 300 万円、上積み満額支給終了所得を 400 万円、支給対象となる上限所得を 900 万円とすると、手取り上積み満額を 1 人当たり年 4.8 万円とすることで、給付付き税額控除適用総額は 4 兆 8,726 億円となり、財源総額に近い金額となる。

このシナリオ A が導入されたときの所得階級別増減税対象者数は、図表 6 に表されている。税制改革前と比べて（分離課税分も非課税給付も含めた）可処分所得が増える（減税）人と不変（増減税ゼロ）の人と減る（増税）人について、（総合課税対象となる）課税前収入階級別の人数を示している。ここで、納税額減とは、控除廃止後納税額 > 給付額となる状態、社会保険料軽減とは、控除廃止後納税額 + 社会保険料支払額 > 給付額 > 控除廃止後納税額となる状態、給付（超過）とは、控除廃止後納税額 + 社会保険料支払額 < 給付額となる状態を意味する。

シナリオ A では、課税前収入が 500 万円以下の者はほぼ全員が減税となるが、700 万円超の者はほぼ全員が増税となる。減税となる対象者は全人口の 62.9% を占める。減税となる対象者が全人口の過半を占めるということは、それだけ政治的な実現可能性が高いといえる。所得再分配効果をみるために、シナリオ A でのジニ係数は、0.32369 となった。

シナリオ A と同様の所得控除の廃止・縮小を行った上で、上積み満額支給開始所得を 200 万円（と 300 万円から引下げ）、他はシナリオ A と同じく、上積み満額支給終了所得を 400 万円、支給対象となる上限所得を 900 万円とすると、手取り上積み満額を 1 人当たり年 4.1 万円とすることで、給付付き税額控除適用総額は 4 兆 8,696 億円となり、財源総額に近い金額となる。これをシナリオ B と称する。

図表6 シナリオAの所得階級別増減税対象者数

単位：万人

課税前収入階級	増税	増減税ゼロ	減 税			合計
			納税額減	社会保険料軽減	給付（超過）	
0円	0	2,811	0	0	0	2,811
100万円以下	0	0	50	990	603	1,643
200万円以下	0	0	618	1,108	205	1,931
300万円以下	0	0	1,181	485	2	1,668
400万円以下	0	0	1,128	68	0	1,195
500万円以下	0	0	856	9	0	865
600万円以下	283	0	360	1	0	644
700万円以下	417	0	12	0	0	429
800万円以下	295	0	3	0	0	298
900万円以下	185	1	4	0	0	190
1000万円以下	170	3	0	0	0	174
1100万円以下	91	4	0	0	0	94
1200万円以下	76	1	0	0	0	76
1300万円以下	28	0	0	0	0	28
1400万円以下	30	0	0	0	0	30
1500万円以下	35	1	0	0	0	36
2000万円以下	60	1	0	0	0	61
2500万円以下	21	0	0	0	0	21
3000万円以下	6	0	0	0	0	6
3000万円超	7	1	0	0	0	8
合計	1,705	2,823	4,212	2,659	810	12,209
構成比	14.0%	23.1%		62.9%		12,209
0円の者を除く	18.1%	0.1%		81.7%		9,398

出所) 筆者作成

図表7 シナリオBの所得階級別増減税対象者数

単位：万人

課税前収入 階級	増税	増減税ゼロ	減 税			合計
			納税額減	社会保険料軽減	給付（超過）	
0円	0	2,811	0	0	0	2,811
100万円以下	0	0	46	990	606	1,643
200万円以下	0	0	530	1,176	225	1,931
300万円以下	0	0	1,174	493	2	1,668
400万円以下	0	0	1,131	64	0	1,195
500万円以下	0	0	857	7	0	865
600万円以下	340	0	303	1	0	644
700万円以下	417	0	12	0	0	429
800万円以下	295	0	3	0	0	298
900万円以下	185	1	4	0	0	190
1000万円以下	170	3	0	0	0	174
1100万円以下	91	4	0	0	0	94
1200万円以下	76	1	0	0	0	76
1300万円以下	28	0	0	0	0	28
1400万円以下	30	0	0	0	0	30
1500万円以下	35	1	0	0	0	36
2000万円以下	60	1	0	0	0	61
2500万円以下	21	0	0	0	0	21
3000万円以下	6	0	0	0	0	6
3000万円超	7	1	0	0	0	8
合計	1,762	2,823	4,060	2,731	833	12,209
構成比	14.4%	23.1%		62.4%		12,209
0円の者を除く	18.8%	0.1%		81.1%		9,398

出所) 筆者作成

このシナリオ B が導入されたときの所得階級別増減税対象者数は、図表 7 である。シナリオ B では、課税前収入が 500 万円以下の者は全員が減税となるが、800 万円超の者はほぼ全員が増税となる。減税となる対象者は全人口の 62.4% を占める。シナリオ B でのジニ係数は、0.32329 と、シナリオ A よりも低くなっており、所得格差はより小さくなっている。

次に、概算控除である給与所得控除、公的年金等控除、青色申告控除、所得金額調整控除を廃止して、給付付き税額控除を導入するという制度改革を考える。これらの所得控除の廃止をマイクロシミュレーションした結果、所得税は 11 兆 9,122 億円の増収、住民税は 10 兆 5,088 億円の増収、合計で 22 兆 4,210 億円の増収となった。

これを財源として、給付付き税額控除を次のように設定する。シナリオ C として、上積み満額支給開始所得を 200 万円、上積み満額支給終了所得を 700 万円、支給対象となる上限所得を 1,500 万円とすると、手取り上積み満額を 1 人当たり年 4.0 万円とすることで、給付付き税額控除適用総額は 22 兆 5,318 億円となり、財源総額に近い金額となる。

このシナリオ C が導入されたときの所得階級別増減税対象者数は、図表 8 である。シナリオ C では、課税前収入が 700 万円以下の者はほぼ全員が減税となるが、800 万円超の者はほぼ全員が増税となる。減税となる対象者は全人口の 69.8% を占める。シナリオ C でのジニ係数は、0.32246 と、シナリオ A と B よりも低くなっており、所得格差はより小さくなっている。

シナリオ C と同様の所得控除の廃止・縮小を行った上で、上積み満額支給開始所得を 400 万円、上積み満額支給終了所得を 900 万円（とシナリオ C よりそれぞれ引き上げ）、支給対象となる上限所得を 1,500 万円（シナリオ C と

図表8 シナリオCの所得階級別増減税対象者数

単位：万人

課税前収入 階級	増税	増減税ゼロ	減 税			合計
			納税額減	社会保険料軽減	給付（超過）	
0円	0	2,811	0	0	0	2,811
100万円以下	0	0	49	989	604	1,643
200万円以下	0	0	535	1,173	223	1,931
300万円以下	0	0	1,177	490	2	1,668
400万円以下	0	0	1,134	62	0	1,195
500万円以下	0	0	856	9	0	865
600万円以下	0	0	644	1	0	644
700万円以下	0	0	429	0	0	429
800万円以下	157	0	141	0	0	298
900万円以下	189	0	1	0	0	190
1000万円以下	174	0	0	0	0	174
1100万円以下	94	0	0	0	0	94
1200万円以下	76	0	0	0	0	76
1300万円以下	28	0	0	0	0	28
1400万円以下	30	0	0	0	0	30
1500万円以下	36	0	0	0	0	36
2000万円以下	61	0	0	0	0	61
2500万円以下	21	0	0	0	0	21
3000万円以下	6	0	0	0	0	6
3000万円超	8	0	0	0	0	8
合計	881	2,811	4,965	2,723	829	12,209
構成比	7.2%	23.0%	69.8%			12,209
0円の者を除く	9.4%	0.0%	90.6%			9,398

出所) 筆者作成

図表9 シナリオDの所得階級別増減税対象者数

単位：万人

課税前収入 階級	増税	増減税ゼロ	減 税			合計
			納税額減	社会保険料軽減	給付（超過）	
0円	0	2,811	0	0	0	2,811
100万円以下	0	0	59	985	598	1,643
200万円以下	0	0	803	1,006	122	1,931
300万円以下	0	0	1,282	386	0	1,668
400万円以下	0	0	1,152	44	0	1,195
500万円以下	0	0	858	7	0	865
600万円以下	0	0	644	1	0	644
700万円以下	0	0	429	0	0	429
800万円以下	0	0	298	0	0	298
900万円以下	0	0	190	0	0	190
1000万円以下	135	0	38	0	0	174
1100万円以下	94	0	0	0	0	94
1200万円以下	76	0	0	0	0	76
1300万円以下	28	0	0	0	0	28
1400万円以下	30	0	0	0	0	30
1500万円以下	36	0	0	0	0	36
2000万円以下	61	0	0	0	0	61
2500万円以下	21	0	0	0	0	21
3000万円以下	6	0	0	0	0	6
3000万円超	8	0	0	0	0	8
合計	497	2,811	5,753	2,428	720	12,209
構成比	4.1%	23.0%	72.9%			12,209
0円の者を除く	5.3%	0.0%	94.7%			9,398

出所) 筆者作成

同じ) とすると、手取り上積み満額を1人当たり年3.5万円とすることで、給付付き税額控除適用総額は22兆3,990億円となり、財源総額に近い金額となる。これをシナリオDと称する。

このシナリオ D が導入されたときの所得階級別増減税対象者数は、図表 9 である。シナリオ D では、課税前収入が 900 万円以下の者は全員が減税となるが、1,100 万円超の者は全員が増税となる。減税となる対象者は全人口の 72.9% を占める。シナリオ D でのジニ係数は、0.32507 と、シナリオ C よりも高くなっており、所得格差は縮小できていない。

最後に、基礎控除の廃止による影響をみよう。基礎控除は、最低限の生活のために必要な費用を非課税とするという考え方があるため、税額控除になじまないという見方もある。ただ、高所得者も含め大半の納税者に（2022 年当時は）同額の基礎控除が与えられていることから、基礎控除を税額控除化することにより所得再分配効果がどの程度あるかをみることができる。基礎控除廃止をマイクロシミュレーションした結果、所得税は 3 兆 450 億円の増収、住民税は 2 兆 7,124 億円の増収、合計して 5 兆 7,575 億円（丸めの誤差あり）の増収となった。

これを財源として、給付付き税額控除を次のように設定する。シナリオ E として、上積み満額支給開始所得を 300 万円、上積み満額支給終了所得を 400 万円、支給対象となる上限所得を 900 万円とする（シナリオ A と同じ）と、手取り上積み満額を 1 人当たり年 3.5 万円とすることで、給付付き税額控除適用総額は 5 兆 7,475 億円となり、財源総額に近い金額となる。

このシナリオ E が導入されたときの所得階級別増減税対象者数は、図表 10 である。シナリオ E では、課税前収入が 500 万円以下の者はほぼ全員が減税となるが、600 万円超の者はほぼ全員が増税となる。減税となる対象者は全人口の 61.6% を占める。シナリオ E でのジニ係数は、0.32537 と、シナリオ A ~ D よりも高くなっており、所得格差は縮小できていない。

図表 10 シナリオ E の所得階級別増減税対象者数

単位：万人

課税前収入階級	増税	増減税ゼロ	減 税			合計
			納税額減	社会保険料軽減	給付（超過）	
0円	0	2,811	0	0	0	2,811
100万円以下	0	0	52	989	601	1,643
200万円以下	0	0	713	1,056	162	1,931
300万円以下	0	0	1,243	425	0	1,668
400万円以下	0	0	1,140	55	0	1,195
500万円以下	2	0	857	6	0	865
600万円以下	426	0	218	0	0	644
700万円以下	429	0	0	0	0	429
800万円以下	298	0	0	0	0	298
900万円以下	190	0	0	0	0	190
1000万円以下	174	0	0	0	0	174
1100万円以下	94	0	0	0	0	94
1200万円以下	76	0	0	0	0	76
1300万円以下	28	0	0	0	0	28
1400万円以下	30	0	0	0	0	30
1500万円以下	36	0	0	0	0	36
2000万円以下	61	0	0	0	0	61
2500万円以下	21	0	0	0	0	21
3000万円以下	2	3	0	0	0	6
3000万円超	0	8	0	0	0	8
合計	1,868	2,823	4,222	2,533	763	12,209
構成比	15.3%	23.1%	61.6%			12,209

出所) 筆者作成

図表 11 シナリオFの所得階級別増減税対象者数

単位：万人

課税前収入階級	増税	増減税ゼロ	減 税			合計
			納税額減	社会保険料軽減	給付 (超過)	
0円	0	2,811	0	0	0	2,811
100万円以下	0	0	68	982	592	1,643
200万円以下	0	0	929	921	81	1,931
300万円以下	0	0	1,339	329	0	1,668
400万円以下	0	0	1,166	29	0	1,195
500万円以下	0	0	862	3	0	865
600万円以下	0	0	644	1	0	644
700万円以下	126	0	303	0	0	429
800万円以下	298	0	0	0	0	298
900万円以下	190	0	0	0	0	190
1000万円以下	174	0	0	0	0	174
1100万円以下	94	0	0	0	0	94
1200万円以下	76	0	0	0	0	76
1300万円以下	28	0	0	0	0	28
1400万円以下	30	0	0	0	0	30
1500万円以下	36	0	0	0	0	36
2000万円以下	61	0	0	0	0	61
2500万円以下	21	0	0	0	0	21
3000万円以下	2	3	0	0	0	6
3000万円超	0	8	0	0	0	8
合計	1,138	2,823	5,309	2,265	674	12,209
構成比	9.3%	23.1%	67.6%			12,209

出所) 筆者作成

シナリオ E と同様の所得控除の廃止・縮小を行った上で、上積み満額支給開始所得を 300 万円（シナリオ E と同じ）、上積み満額支給終了所得を 600 万円、支給対象となる上限所得を 1,200 万円（シナリオ E より引き上げる）とすると、手取り上積み満額を 1 人当たり年 1.5 万円とすることで、給付付き税額控除適用総額は 5 兆 7436 億円となり、財源総額に近い金額となる。これをシナリオ F と称する。

このシナリオ F が導入されたときの所得階級別増減税対象者数は、図表 11 である。シナリオ F では、課税前収入が 600 万円以下の者は全員が減税となるが、700 万円超の者はほぼ全員が増税となる。減税となる対象者は全人口の 67.6% を占める。シナリオ F でのジニ係数は、0.32740 と、シナリオ E よりも高くなっており、所得格差は縮小できていない。

こうして展望すると、給付付き税額控除導入のための財源を所得税制の所得控除の一部を廃止することに求めるならば、基礎控除よりも給与所得控除などの概算控除を廃止・縮小することがより大規模に実施できることが見込まれる。ただ、給付付き税額控除の恩恵が及ぶ所得層が、課税前収入が 1,000 万円を超えるような形で設計すると、所得再分配効果が弱くなることも示された。

4.3 消費税を財源とする給付付き税額控除

4.2 節では、所得税制改正による財源確保と給付付き税額控除について、マイクロシミュレーションによってその効果を明らかにした。しかし、所得税制の中で税収中立的に実施する方策では、高所得層は自明に増税となる。中期

的な制度設計として（公的年金受給者を含まない）現役世代を主要対象とする給付付き税額控除を、高所得層が自明に増税となる形で導入することは、現行の社会保障制度・税制が現役世代に過重な負担を課している構造を助長しかねない。世代間の受益と負担の格差をできるだけ縮小させるためにも、全体の経済厚生を高めるためにも、土居（2025）で明らかにしたように、所得課税から消費課税へのシフトが今後のわが国において不可欠である。

それを踏まえると、所得控除の一部を廃止・縮小することで増税となる（現役世代の）高所得層に対して、その負担増を緩和すべく、代替財源を消費税で賄うということが考えられる。例えば、本稿で挙げたシナリオ A～Fの中で最もジニ係数が低いシナリオ C では、給付付き税額控除の導入に必要な財源 22 兆 5,318 億円のうち一部を消費税で賄うとともに、高所得者層の増税額を縮小するという方策である。図示すると、図表 5 の高所得層に示した橙色の一点鎖線である。消費税率を 5% 引き上げることによって、約 14 兆円の財源が確保できると見込まれ、この給付付き税額控除に必要な財源の半分以上を賄うことができる。

ただ、本稿執筆時点では、わが国において消費税の増税に対し強い反対があり、給付付き税額控除の恩恵とあわせてその理解の浸透が必要となる。

5. まとめ

本稿では、給付付き税額控除の制度設計について、具体的な所得再分配効果も数量的に示しながら考察した。

第 3 節では、「年収の壁」による就労控えを解消するための制度として「社会保険料割引税額控除」について検討した。これは、130 万円の壁を超えて働いた際に発生する社会保険料負担を、所得税の税額控除として軽減する仕組みである。この税額控除の適用対象者は 60 歳未満で被用者保険の被扶養者となっている人や、同居の被保険者がいる無配偶の被用者、扶養者のいない単身者などである。本稿で行ったマイクロシミュレーションから、課税前収入 130 万～260 万円の被用者保険の被保険者の配偶者に限定した場合、適用対象者は約 241 万人、控除適用総額は約 2,825 億円と推計された。さらに、被用者保険の被保険者の配偶者で就業調整をやめて働くようになると想定される約 123 万人を加えると、対象者は約 364 万人、控除適用総額は約 4,264 億円に増加となる。対象を国保加入者まで拡大すると、控除適用総額は約 1 兆円に達する。この控除適用総額は所得税の減収となるため、恒久財源が不可欠である。ただ、その額は現行の児童手当に投じている国費（約 2 兆円）よりも少なく、消費税率に換算すると多くとも 0.35% 程度である。

第 4 節では、中期的に目指す制度設計として、生活保護給付や児童手当等の既存の給付を存置しつつ所得控除の一部を廃止し、給付付き税額控除を導入する制度改革について検討した。制度設計においては、労働インセンティブを維持しつつ低中所得層の可処分所得を引き上げるとともに、所得格差是正と財源確保との両立を図る。本稿で試みたマイクロシミュレーションの結果、例え

ば、配偶者控除を廃止し給与所得控除等の概算控除を半減した上で、手取り上積み満額を1人当たり年4.8万円（シナリオA）とする給付付き税額控除を導入した場合、控除適用総額は約4.87兆円となり、課税前収入約500万円以下の者が減税となって、全人口の62.9%が恩恵（大半は給付なしの負担軽減）を受ける。また、給与所得控除等の概算控除を全廃した上で、手取り上積み満額を年4.0万円（シナリオC）とする給付付き税額控除を導入した場合、控除適用総額は22.5兆円となり、課税前収入が約700万円以下の者が減税となって、全人口の69.8%が恩恵を受ける。

給付付き税額控除の財源として、所得控除の廃止・縮小を中心に試算したが、所得税制の中で税収中立的に実施すると高所得層の負担増が課題となる。これを緩和するためには、消費税率の引上げで財源の一部を確保することも可能である。これにより、わが国の税制を所得課税から消費課税へシフトさせることも可能となる。

本稿で提起した内容が、今後の給付付き税額控除の制度設計に資することを期待したい。

参考文献

- 土居丈朗（2021）『入門財政学（第2版）』日本評論社。
- （2023a）「【緊急政策提言】「130万円の壁」解消のための所得税改革」東京財団政策研究所（現東京財団）<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=4182>.
- （2023b）「2010年代における所得税改革の所得再分配効果—各税制改正が与えた影響のマイクロシミュレーション分析」『財政研究』19, pp.85-108.
- （2025）「2040年を見据えた日本の税財政運営」『SBI金融経済研究所 所報』7, pp.62-74.